固定資産税・都市計画税減免にかかる同意書

地方税法第1 0条及び民法第4 4 1条本文の規定により、連帯納税義務者の

一人に対して行われた固定資産税の減免は、原則として他の連帯納税義務者に

対して効力を生じないとされておりますが、民法第4 4 1条ただし書の規定に

より、令和　　年度固定資産税の減免の効力を適用されたいので申し立てます。

鎌倉市長あて

減免を受けた連帯納税義務者

住所

氏名

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　 申　立　人

　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　電話番号